

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十八年十一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年九月十五日奈良県指令高土第二八―五号

平成二十八年十月二十六日奈良県指令高土第二八―五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年十一月十六日高土第八八二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字神楽三一八番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市内本町一番一〇号

長谷川芳己